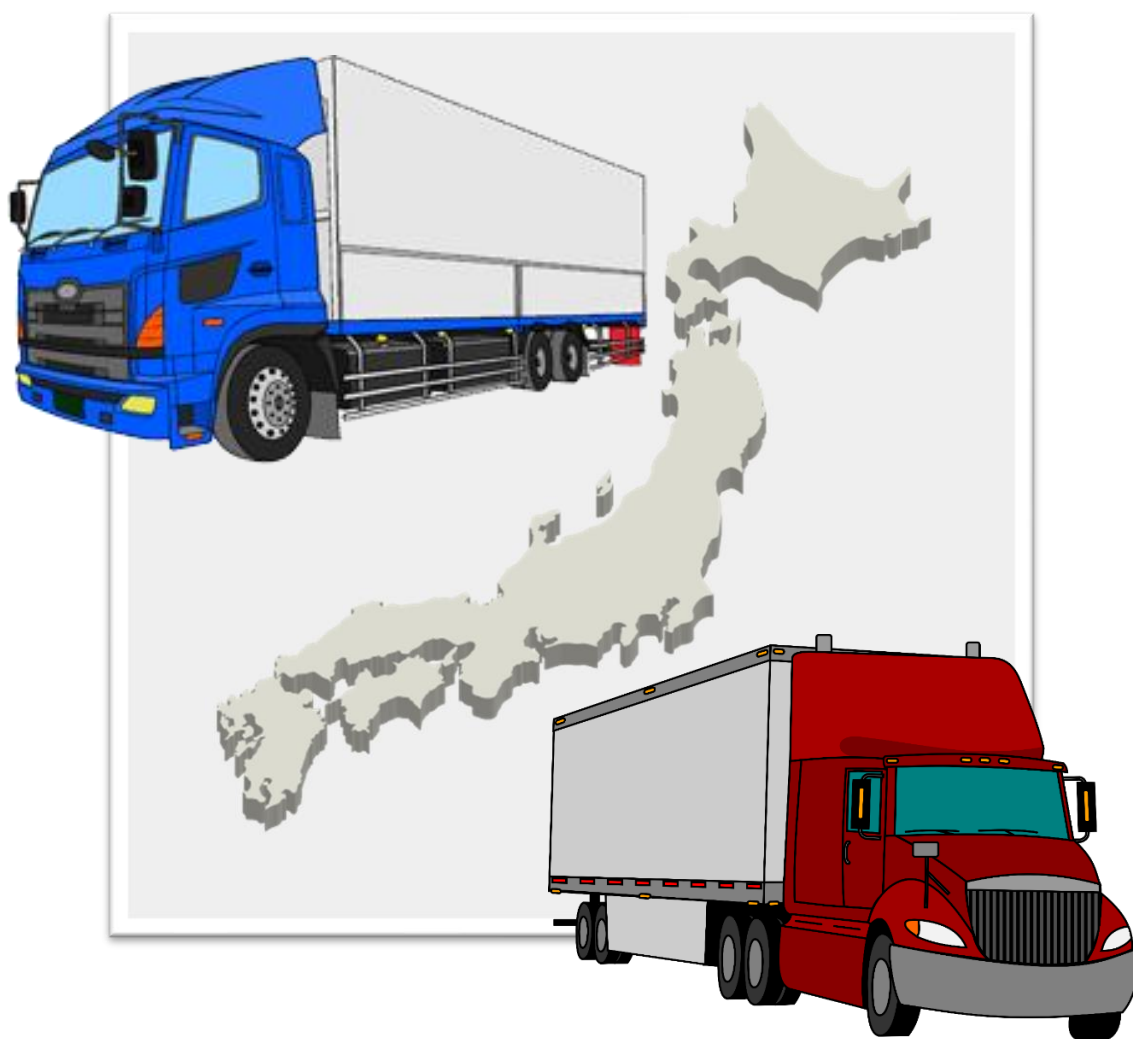


ガイドブック 2023

(補助・助成・融資制度)



一般社団法人

東京都トラック協会

TOKYO TRUCKING ASSOCIATION

目 次

参考資料「東ト協の主な融資・助成一覧（令和5年度）」	1
----------------------------	---

1 トラック協会の近代化基金融資制度

(1) 地方近代化基金融資	4
(資料) 第43回地方近代化基金融資について	5
(2) 中央近代化基金融資（全ト協）	6
(3) 近代化基金融資に関するQ&A	8

2 信用保証協会の信用保証制度

(1) 信用保証制度ご利用の流れ	10
(2) 経営安定関連保証（セーフティネット保証）	10
(3) 東京都トラック協会の信用保証料の助成	11
(4) 信用保証料助成に関するQ&A	12

3 経営改善対策に係る助成

(1) 自家用燃料供給施設整備支援助成（全ト協）	13
(2) 経営診断受診促進事業助成（全ト協）	14
(3) インターシップ導入促進支援助成（全ト協）	15

4 環境対策に係る補助制度

(1) 環境性能優良トラック導入補助	16
(2) 省エネ対策用機器等導入補助	18
(3) 「グリーン・エコプロジェクト」参加事業者への各種助成	20

5 交通安全対策に係る助成

(1) 安全装置等導入促進助成	21
(2) 自動点呼機器導入促進助成（全ト協）	24
(3) ドライバー等安全教育促進助成（全ト協）	26
(4) 運転者適性診断受診助成	28
(5) 運転記録証明書交付料助成	30

6 人材確保促進・育成

(1) 女性ドライバー免許取得助成	32
(2) 男性ドライバー免許取得助成	33
(3) 若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業（全ト協）	34

- (4) 業界別人材確保支援事業 35
- (5) 「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成（全ト協） 36
- (6) 「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成（東ト協） 37
- (7) 中小企業大学校講座受講促進助成 38

7 健康労働促進

- (1) 健康診断受診助成 39
- (2) 睡眠時無呼吸症候群（S A S）スクリーニング検査助成 40
- (3) 脳MR I 健診助成 41
- (4) 血圧計導入促進助成（全ト協） 42

東ト協の主な融資・助成一覧（令和5年度）

内容	助成内容	備考
地方近代化基金融資		
ポスト新長期等融資	0.4%	ポスト新長期等規制適合車両購入資金
一般融資	0.4%	施設整備資金等
中央近代化基金融資		
補完融資	0.4%	大規模プロジェクト(物流施設整備)資金等
燃料対策特別融資	0.4%	ポスト新長期等規制適合車両購入資金等
信用保証料の助成	支払った必要保証料の2分の1	セーフティネット保証は 上限 200,000 円 激甚災害関連保証は 上限 400,000 円

問合せ先：財務部交付金会計 G

経営診断受診促進事業助成		
中小企業診断士等による総合的な経営診断 (ステップ1)	診断費用の2分の1 80,000 円 ※Gマーク取得事業者は 100,000 円	※Gマークは申請時に取得していること
中小企業診断士等による経営改善相談 (ステップ2)	20,000 円 ※Gマーク取得事業者は 30,000 円	
インターンシップ導入促進支援助成		
受入れ期間 3 日間	90,000 円	1 事業者 1 回のみ 受入れ期間は同一学生に対する受入れ期間とする 助成額は受入れ人数にかかわらず左記のとおり
受入れ期間 4 日間	110,000 円	
受入れ期間 5 日間以上	130,000 円	
自家用燃料供給施設整備支援助成	新設：100 万円 増設：30 万円	1 事業者 1 回のみ

問合せ先：総務部広報・情報 G

「グリーン・エコプロジェクト(GEP)」 参加費用補助 (エコドライブコンサル事業)	全額補助 1 台あたり 15,000 円 [概算]	原則全車両補助
「グリーン・エコプロジェクト(GEP)」インセンティブ 補助事業～ホームページ新規作成補助	60,000 円	GEP 参加事業者のみ 新規作成時のみ
「グリーン・エコプロジェクト(GEP)」インセンティブ 補助事業～グリーン経営認証取得促進補助	30,000 円	GEP 参加事業者のみ 新規・更新認証登録時
「グリーン・エコプロジェクト(GEP)」インセンティブ 補助事業～環境性能優良車導入促進補助	小型 1 台あたり 30,000 円	GEP 参加事業者のみ 1 事業者 5 台若しくは 30 万円 まで
	中型 1 台あたり 60,000 円	
	大型 1 台あたり 100,000 円	

問合せ先：業務部交通・環境 G 「環境」
グリーン・エコプロジェクト事務局

内容	助成内容	備考	
環境性能優良車導入補助			
CNG車両	小型 1台あたり 213,000円	新規購入またはリース 1事業者30台まで	
	中型 1台あたり 802,000円		
	大型 1台あたり 1,500,000円		
ハイブリッド車両	小型 1台あたり 97,000円	新規購入またはリース	
	中型 1台あたり 335,000円		
	大型 1台あたり 300,000円		
電気車両	2.5t 超1台当たり 300,000円	新規購入またはリース 中小企業者のみ	
省エネ対策用機器等導入補助			
エコドライブ管理システム(EMS)用車載器	1台あたり 10,000円	EMSとDRを合わせて 1事業者15台まで	
ドライブレコーダー(DR)用車載器 (標準型・運行管理連携型)	1台あたり 10,000円		
アイドリングストップ支援機器 (蓄熱マット等)	購入金額の2分の1 (上限 10,000円)	買い取りのみ	1事業者 5個まで
アイドリングストップ支援機器 (エアヒーター・車載バッテリー式 冷房装置)	購入金額の2分の1 (上限 60,000円)	買い取り またはリース	
環境タイヤ(リトレッドタイヤ)	購入金額の2分の1 (上限 50,000円)	1事業者1申請のみ	

問合せ先：業務部交通・環境 G「環境」

安全装置等導入促進助成			
後方視野確認支援装置(バックアイカメラ)	取得価格の2分の1 (上限 20,000円) ※両装置一体型は 上限 40,000円	1事業者30台まで ※支部登録車両数が30台以下 の場合は、支部登録車両数 まで ※アルコールインターロック装置 の東ト協独自助成は支部登録 車両数(上限5台)まで	
側方視野確認支援装置(サイドビューカメラ)			
呼気吹込み式アルコールインターロック装置	取得価格の2分の1 (上限 20,000円) 東ト協独自 40,000円		
IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に 使用する携帯型アルコール検知器	取得価格の2分の1 (上限 20,000円)		
「600N・m」以上の締め付け能力を有する 大型車用トルクレンチ	取得価格の2分の1 (上限 30,000円)		
自動点呼機器導入促進助成	1台あたり 100,000円	1事業者1台まで 中小企業に限る	
運転者適性診断受診助成	1名あたり 2,000円	初任診断・適齢診断	
運転記録証明書交付料助成	1名あたり 670円	1事業者30名まで 但し、支部登録車両数まで	
ドライバー等安全教育促進助成			
一般研修	1名あたり 10,000円	特定・指定研修施設での研修を 受講 1事業者10名まで	
特別研修	受講料の7割 ※Gマーク認定事業 所は全額補助		

問合せ先：業務部交通・環境 G「交通」

内容	助成内容	備考
若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成		
特例教習	受講費用の3分の1 (上限 100,000 円)	1 事業者 30 万円まで
準中型(新規取得)	1名あたり 40,000 円	
準中型(5トン限定解除)	1名あたり 25,000 円	
女性ドライバー免許取得助成		
大型(新規)	取得の3分の2 (上限 267,000 円)	1 事業者2名まで 都内事業所所属の中小企業に限る
中型(新規・限定解除)	取得の3分の2 (上限 180,000 円)	
準中型(新規・限定解除)	取得の3分の2 (上限 267,000 円)	
男性ドライバー免許取得助成		
大型・中型・準中型(新規取得)	上限 50,000 円	1 事業者2名まで 都内事業所所属の中小企業に限る
中型・準中型(限定解除)	上限 30,000 円	
業界別人材確保支援事業(運転免許取得支援)	教習費用の2分の1	都内事業所所属の中小企業に限る
健康診断受診助成	1名あたり 1,000 円	1 事業者30名まで 但し、支部登録車両数まで
睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング 検査助成	1名あたり 4,000 円	1 事業者30名まで 再検査受診料: 1名あたり 500 円
血圧計導入促進助成事業	取得価格の2分の1 (上限 50,000 円)	中小企業に限る
脳MRI健診助成	1名あたり 10,000 円	1 事業者5名まで(45 歳以上) 支部登録車両数まで
「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成(全日本トラック協会)		
一つ星新規・二つ星新規・三つ星新規	上限 30,000 円	
一つ星継続・二つ星継続・三つ星継続	上限 20,000 円	
「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成(東京都トラック協会)		
一つ星新規	上限 50,000 円	都内複数の事業所を申請する場合 2 事業所目から、1 事業所あたり 5,000 円(上限 100,000 円)
一つ星継続	上限 40,000 円	
問合せ先：業務部交通・環境 G 「業務」		
中小企業大学校講座受講促進助成	対象の講座受講料の 3分の2	法定中小企業に限る

問合せ先：業務部教育研修・輸送 G

1 トラック協会の近代化基金融資制度

(1) 地方近代化基金融資（(一社)東京都トラック協会）

1) 交付要綱等

「第43回（令和5年度）地方近代化基金融資公募要綱」。この制度は、東京都からの運輸事業振興助成交付金をもって地方近代化基金を創設し、利子補給によって長期低利の融資を推進して、トラック運送事業の近代化・合理化を図るものです。

2) 融資対象事業

① ポスト新長期等融資

ポスト新長期規制適合車及び平成28年排出ガス規制適合車の購入資金。

② 一般融資

①以外の車両（フォークリフト含む）・荷役機械等の購入資金、福利厚生施設・車庫・配送センター等の物流施設整備資金、コンピュータ（ソフト含む）・複写機等の購入資金（1台20万円以上）、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー・EMS等の省エネ機器の購入資金。

3) 融資枠 総額 35億円

ポスト新長期等融資及び一般融資を合わせて35億円。

4) 公募期間 令和5年5月1日から令和6年1月31日まで。

5) 申込先 (一社)東京都トラック協会財務部交付金会計グループ

6) 融資対象者

(一社)東京都トラック協会の会員。東京都以外に本社を有する事業者の方は、本社の存する道府県トラック協会へ申し込んでください。

7) 融資限度額等

・融資限度額（個別企業）

ポスト新長期等融資 6,000万円（年度毎を単位とする）

一般融資 6,000万円（申込時の融資残高）

申込は10万円を単位とします。

・貸付金利 取扱金融機関の所定利率によります。（長期プライムレート適用）

・償還期間 車両は5年以内（据置期間含む）、その他は最高10年（据置期間含む）。

・償還方法 元金均等償還

8) 取扱金融機関

商工中金の本・支店及び同社の代理店となっている信用組合の本・支店。

9) 利子補給率

① ポスト新長期等融資 0.4%

② 一般融資 0.4%

10) 購入報告、設備完成報告 車両等購入後又は設備完成後、速やかに所定様式で報告。

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 財務部交付金会計グループ

☎03-3359-4136

第43回 地方近代化基金融資について

東京都からの運輸事業振興助成交付金をもって地方近代化基金を創設し、利子補給を行うことによって低利の融資利用を推進し、トラック運送事業の近代化・合理化を図るものです。融資には、ポスト新長期規制適合車等と一般融資があります。詳細や申込書は協会HPをご覧ください。

融資対象者	(一社)東京都トラック協会の会員(登録車両数が5台未満でも申込可能)	
公募期間	令和5年5月1日～令和6年1月31日。協会財務部交付金会計グループへの郵送または持参で受け付けます。公募枠を超えた場合は公募を打ち切ることがあります。	
融資名称	ポスト新長期等融資	一般融資
融資対象	ポスト新長期等規制適合車購入資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制適合車 ・平成28年排出ガス規制適合車 	設備資金等 <ul style="list-style-type: none"> ・車両、荷役機械等の購入(※) ・福利厚生施設の整備 ・車庫、配送センター等の物流施設整備 ・事務機器の購入(コンピュータ・複写機等で1品20万円以上のもの) ・デジタルコグラーフ、ドライブレコーダー、EMS等の省エネ機器の購入 ※ポスト新長期等規制適合車両の購入についてはポスト新長期等融資で対応
融資限度額	申込は 10万円を単位 とします。車両に係る消費税は融資の対象となりますが、自動車税環境性能割、自動車重量税、自賠責保険料、手続代行費用、法定費用等の 諸費用は融資の対象となりません 。	
	1企業 6,000万円 (年度ごとを単位とする)	1企業 6,000万円 (申込時の融資残高が6,000万円以内であれば、6,000万円に達するまで融資申込が可能)
	共同体は1億円、組合は転貸先の企業ごとに6,000万円となります	
融資利率	(株)商工組合中央金庫(商工中金) の所定利率(令和5.2.10長期プライムレートは1.50%)	
償還期間	5年以内(据置期間含む)	車両は5年以内(据置期間含む) その他は最長10年(据置期間含む)
留意事項	協会の推薦決定通知書は、融資対象事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認し証明するものであり、その後、 取扱金融機関が返済能力等の審査を経て、融資の可否が決定 されます。	
取扱金融機関	商工中金(本・支店) 及び同社の代理店となっている信用組合(本・支店)	
購入報告、設備完成報告	車両等購入後又は設備完成後、速やかに 所定の様式により報告 してください。報告がない場合や条件不一致の場合には、利子補給の打切りや利子補給分の返還を求められる場合があります。	
利子補給	貸付利率のうちの 0.4% (うち全ト協の補助は1/3)	貸付利率のうちの 0.4% (ただし、低公害車(CNG、ハイブリッド車)・省エネ関連機器も0.4%、うち全ト協の補助は1/3)

(2) 中央近代化基金融資（(公社)全日本トラック協会）

① 補完融資

物流施設の整備で大規模プロジェクトなどを対象とする融資制度。

この融資は地方トラック協会の一般融資制度を補完するもので、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の利子補給によりトラック運送事業者の近代化・合理化を図るものです。

1) 公募推薦総枠：30億円

2) 公募期間：令和5年6月12日から令和5年11月30日まで。

3) 申込先：各都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて全ト協あて申込み。

4) 推薦対象者：地方ト協に加入している貨物自動車運送事業法の許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る。）であって、商工中金の取引資格がある者。

5) 融資対象事業

<1> トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金

- ・近代化、合理化のための事務機器等の設置購入に要する資金を含む。
- ・「補修・改修」に要する資金を含む。

<2> 人材確保及び生産性向上のための設備

- ・福利厚生施設の整備に要する資金（男女別施設（トイレ・更衣室・休憩室等）を含む）。
- ・荷役機械購入に要する資金（テールゲートリフターの設置を含む）。

※ 車両購入及び改造は除く。

6) 推薦融資の条件

・融資限度

事業規模が1億円以上5億円以内の大規模プロジェクト。令和5年度以降の投資額の30%以内で未払金額の範囲内とする（投資額の30%が5千万円未満は5千万円）。

・融資利率

取扱金融機関の所定利率（最優遇利率適用）による。

・償還期間

10年以内（法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内）。ただし、主設備と同時に付帯設備投資（事務機器・荷役機械等）をする場合、その付帯設備については、主設備と同一の償還期間を認める。

7) 利子補給

・利子補給率 0.4%

・利子補給限度額 1事業者に対する利子補給額は総額で2千万円を限度とする。

8) 取扱金融機関

商工中金本・支店及び商工中金の代理店。

9) その他

公募枠を超える応募があった場合は全ト協への先着順とする。

② 燃料費対策特別融資

1) 公募推薦総枠:40億円

2) 推薦対象者: 地方ト協に加入している貨物自動車運送事業法の許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る。)であって、商工中金の取引資格がある者。

3) 公募期間 : 令和5年7月3日から令和5年10月2日まで。
(ただし、公募枠の40億円に達し次第受付を締め切る。)

4) 申込先: 地方ト協を通じ全ト協あて申込み。

5) 推薦対象資金

〈1〉 ポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車で、平成27年度燃費基準を達成した車両の導入に必要な設備資金

〈2〉 自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金

6) 融資条件

・融資限度 : 2,000万円 (地方ト協の限度額とは別枠)

・融資利率 : 取扱金融機関の所定利率による。

・償還期間 〈1〉 車両 : 5年以内(据置期間6か月以内)

〈2〉 自家用燃料供給施設 : 8年以内(据置期間6か月以内)

・担保・保証人 : 取扱金融機関の定めるところによる。

7) 利子補給

・利子補給率 0.4%

・利子補給限度額 1事業者に対する利子補給額は総額で2千万円を限度とする。

8) 取扱金融機関

商工中金の本・支店及び商工中金の代理店

9) 申込方法

地方ト協を通じ全ト協あて公募期間内に申し込む。

10) その他

・地方ト協のポスト新長期等融資を優先的に利用する。

・公募枠を超える応募があった場合は全ト協への先着順とする。

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 財務部交付金会計グループ

☎ 03-3359-4136

(公社)全日本トラック協会 経営改善事業部

☎ 03-3354-1056

近代化基金融資に関するQ&A

Q 1 次の事項は近代化基金の融資対象として考えてよいのでしょうか。

- ① 保証金
- ② 対象設備に係る消費税
- ③ 中古車両購入
- ④ 車両等リース料

(答)

- ① 「保証金」は融資対象とはなりません。建物・車両等の設備を対象としています。
- ② 「消費税」は対象事業施設取得に直接必要な資金であることから、融資対象としています。
- ③ 中古車両は自動車 NO_x・PM法に基づく排出基準適合車であれば融資対象としています。ディーラー等の見積りにより妥当な購入金額がわかるようにして下さい。
- ④ 車両等リース料は運転資金と認定され、設備資金ではないので、融資対象外となります。

Q 2 中央近代化基金と地方近代化基金の両方から近代化基金融資を利用することはできますか。

(答)

同一案件について両方から融資を受けることはできません。

全ト協と地方ト協とでは事業者の設備投資の規模によって役割分担が異なるというのが基本的考え方です。したがって、「同一プロジェクトについて両方から利子補給を受けることはできない。」「同一プロジェクトの中央、地方両者からの推薦はできない。」としています。

Q 3 無蓋車庫は設備融資の対象になりますか。

(答)

原則、土地のみの取得（購入）は対象外となります。

しかし、その無蓋車庫が物流機能上必要と認められる場合は対象となります。例えば、大型車の車庫、保管場所が手狭になって、出入りに支障をきたしているため別に土地を購入し、車庫、保管場所として利用する場合等です。ただし、こうした場合でも、新規購入予定の土地が既存の物流施設や車庫の保管・駐車場と距離が離れているなど、土地のみでの利用が実質困難な場合は対象にはなりません。

Q 4 推薦決定前に支払が必要となった場合、どのようにすればよろしいでしょうか。

(答)

推薦決定以前に資金支払が必要となった場合、手許の自己資金で支払ってしまうと、支払済分について推薦融資を受けることができません。そこで、事業内容を商工中金に事前に説明し、「つなぎ融資」を受けて支払うことが必要になります。

Q 5 本社が所在する東京都外の営業所の車両（他県ナンバー）購入資金の申し込みはできますか。

(答)

近代化基金融資の申し込みは、原則、申込者の本社が所在する地方ト協が受け付けます。他県ナンバーの車両を購入する場合でも、本社が所在する地方ト協が推薦することになります。

Q 6 利子補給の打切りや既往の利子補給分の返還請求をされるのはどのようなケースですか。

(答)

「利子補給の打切り」や「返還請求」を行うのは、次のような状況が生じた場合です。

- ① 事業者が正常な取引を維持することが困難であると判断される場合（例えば、銀行取引の停止、倒産、営業権の譲渡、協会会員資格を失ったとき、及び正常な会員の義務を果たさなかった場合等）。
- ② 事業者が正当な事由なく申請に係る事業計画と異なるものに転用した場合などです。

Q 7 融資推薦決定通知書の有効期間はいつまでですか。

(答)

融資推薦決定通知書は、推薦年度末まで有効です。融資、支払、登録の手続きは、原則として年度末（3月末）までに完了して下さい。これらの手続きが完了できないことがわかった場合は、いったん取り下げを行い、翌年度に申請する必要があります。

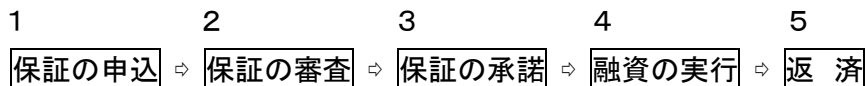
全ト協事業のうち、設備工事着工から完成までに年度をまたぎ相当時間を要するものは、翌事業年度末まで認められるものがあります。

2 信用保証協会の信用保証制度

(1) 信用保証制度ご利用の流れ

この制度は、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に、信用保証協会がその債務を保証する制度で、これにより金融機関の貸し出しリスクが信用保証協会によってカバーされるため、融資を受けやすくなります。

<ご利用の流れについて>



(2) 経営安定関連保証(セーフティネット保証)

「セーフティネット保証」は、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づき、経済産業大臣が指定する事由に該当していることを区市町村長が認定した場合に適用される保証です。

セーフティネット保証は、信用保証協会による保証(80%~100%保証)で、一般保証とは別枠で、2億8,000万円までの経営安定関連保証が受けられます。

<参考>

◇ セーフティネット保証の対象となる事由 ◇

- 1号 連鎖倒産防止(100%保証)
- 2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限(100%保証)
- 3号 突発的災害(事故等)(100%保証)
- 4号 突発的災害(自然災害等)(100%保証)
- 5号 業況の悪化している業種(全国的)(80%保証)
- 6号 取引金融機関の破綻(100%保証)
- 7号 金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整(80%保証)
- 8号 金融機関の整理回収機構(RCC)に対する貸付債権の譲渡(80%保証)

(※)5号 業況の悪化している業種(全国的)

(イ)最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少していること。

(ロ)製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できないこと。

【 問合せ先 】

東京信用保証協会 保証統括課 (各支店保証課)

☎ 03-3272-3081

(3) 東京都トラック協会の信用保証料の助成

1) 交付要綱等

「令和5年度信用保証料助成事業に係る助成金交付要綱」(令和5年4月1日制定)

2) 助成対象

- ① 景況の悪化等により、経営の安定に支障を生じている会員事業者で、セーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号及び同条第6項危機関連保証)に係る区市町村長の認定に基づき、信用保証協会の保証を受け、信用保証料の支払を行った会員事業者。
- ② 激甚災害に伴う被害等に係る区市町村長等の「り災証明書」に基づき、信用保証協会の保証を受け、信用保証料の支払を行った会員事業者。

3) 金融機関の範囲

信用保証協会が貸付金等の債務の保証を行うすべての金融機関を対象とします。

4) 助成額

- ① 1事業者あたり、必要保証料の2分の1の額について20万円を限度額として助成します。限度額に達するまで再助成します。
ただし、激甚災害関連保証の場合は、40万円を限度とし、限度額に達するまで再助成します。
- ② 公的機関から助成がある場合は、その額を差し引いた金額が対象となります。

5) 適用期間

- ① 令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間に信用保証協会が保証した日。
- ② 令和5年1月1日から令和5年3月31日までの借入に対する信用保証料についても、申請状況により助成の対象となります。

6) 助成手続

融資を受けた会員事業者は、信用保証協会への保証料の支払い完了後、「信用保証協会保証料助成申請書」に記入し、保証料計算書[保証決定のお知らせ(お客様用)]の写し、及び区市町村長の認定書の写し、また、激甚災害関連保証の場合は保証料計算書のほかに区市町村等が発行した「り災証明書」の写しを添えて、(一社)東京都トラック協会財務部交付金会計グループに提出してください。

7) 助成金交付申請期間

令和5年4月1日から常時受け付けます(土・日曜日、祝日、年末年始の休日を除く)。ただし、最終申請期限は令和6年3月1日です。

8) 助成金の返納

助成金を受けた事業者が、融資の繰上償還を行った場合等で信用保証協会から保証料の返還を受けた場合には、返還額に相当する助成金を返納していただきます。

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 財務部交付金会計グループ

☎03-3359-4136

信用保証料助成に関するQ&A

◇ セーフティネット保証(5号)の対象について

**Q1 経営環境の変化で資金繰りが厳しいので保証を受けたい。
どのような場合、中小企業者がセーフティネット保証(5号)制度を利用できますか。**

(答)

以下のいずれかの要件に当てはまる中小企業者であって、事業者の所在地を管轄する区市町村長の認定を受けた方が対象となります。

- ① 最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少していること。
- ② 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できないこと。

Q2 セーフティネット保証(5号)を利用するにはどこへ申込みをすればよいでしょうか。

(答)

セーフティネット保証(5号)を申請しようとする中小企業者の方は、本社所在地の区市町村の担当課の窓口にて認定申請書(5号)を提出し、認定を受けてください。その後、ご希望の金融機関または信用保証協会に認定書及び決算書等借入に必要な資料を持参の上、保証付き融資を申し込んでください。

Q3 売上等を証明する書類として何を添付すればよいですか。

(答)

法人概況説明書や各月の残高試算表が望ましいのですが、それらが困難な場合は、売上元帳や請求書のコピー、入金通帳のコピー等でも受付けています。また、各月の売上を担当の税理士が証明した場合も受付けます。単に各月の売上だけを記載した表を持参しても受付けないことがあります。

3 経営改善対策に係る助成

(1) 自家用燃料供給施設整備支援助成

1) 事業の趣旨

低廉かつ安定的な燃料確保に取り組む会員トラック運送事業者が、自家用燃料供給施設の新設もしくは増設又は増設を伴う代替を行う場合、費用の一部を助成するもの。

2) 助成対象者

- ① (一社)東京都トラック協会会員(会費未納がないこと。)
- ② 過去に同事業による助成金の交付を受けていないこと。

3) 主な助成要件

指定数量(1000リットル)以上の軽油を保管する専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設もしくは増設又は増設をともなう代替を行い、令和5年4月1日～令和6年2月29日までに消防(市町村又は消防組合等)による危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了するもの。(「支払いの完了」には割賦契約により導入した場合の「割賦契約の締結および物件の検収」を含む)

4) 申込受付期間

令和5年8月1日から令和5年10月31日まで(郵送または持参)。

5) 助成金額

軽油タンクの新設 100万円

軽油タンクの増設 30万円

※ただし、公募期間内に申請金額が予算総額を超過した場合は、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 総務部広報・情報グループ

☎03-3359-4134

(2) 経営診断受診促進事業助成

1) 事業の趣旨

様々な経営課題を抱える会員事業者の相談ニーズに対応するため、全ト協または県ト協が推薦する中小企業診断士等による「総合的な経営診断(ステップ1)」を行う。さらに、その結果をベースに、経営改善に係る助言を行う「経営改善相談(ステップ2)」を実施する。

2) 助成対象者

- ① (一社)東京都トラック協会会員(会費未納がないこと。)である中小トラック運送事業者
- ② 中小企業診断士等が実施する全ト協標準経営診断システムによる総合的な経営診断および、経営診断結果に基づく経営改善相談を受診した事業者

3) 助成対象経費

経営診断および経営改善相談の受診に係る直接費用とし、全ト協が別に定めるものとする。

4) 申込受付期間

令和5年5月1日から令和6年2月29日まで(郵送または持参)。

5) 助成金額

・会員事業者

- ①総合的な経営診断(ステップ1) 8万円
- ②経営改善相談(ステップ2) 2万円

・会員事業者(Gマーク取得事業所)

- ①総合的な経営診断(ステップ1) 10万円
- ②経営改善相談(ステップ2) 3万円

※申請時において安全性優良事業所(Gマーク)を取得していること。

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 総務部広報・情報グループ

☎03-3359-4134

(3) インターンシップ導入促進支援助成

1) 事業の趣旨

少子高齢化に対応し、学生による職場体験(「インターンシップ」)の受入れを実施する会員事業者に助成金を交付し、もって業界における人材確保対策の促進を図る。

2) 助成対象者

(一社)東京都トラック協会会員(会費未納がないこと。)である中小トラック運送事業者

3) 助成対象事業等

全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに必要事項を登録し、高等学校以上の教育機関からインターンシップを受け入れた場合に次の要件に適合するもの。ただし、1事業者あたりの申請は1回に限る。

- ① インターンシップ受け入れ機関が3日間以上であること。
- ② トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり次の内容を含むものであること。
 - ・点呼や日常点検等安全運行に向けた取組みの見学等
 - ・乗務体験(学校側からの要請もしくは社内規定で乗務体験を含まない場合を除く。)

4) 申込受付期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日まで(郵送または持参)

5) 助成金額

- ①インターンシップ受入れ期間 3日間 9万円
- ②インターンシップ受入れ期間 4日間 11万円
- ③インターンシップ受入れ期間 5日間以上 13万円

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 総務部広報・情報グループ

☎03-3359-4134

4 環境対策に係る補助制度

(1) 環境性能優良トラック導入補助

1) 交付要綱

「環境性能優良トラック導入促進事業に関する補助金交付要綱(令和5年4月27日付東ト協業交発第46号)」

2) 補助対象者

東京都トラック協会会員事業者(会費未納がないこと。)で、令和6年3月8日までに登録を完了し、令和6年3月15日までに実績報告が可能なこと。

3) 補助対象車両

車両総重量2.5トン超の下記事業用環境優良車トラック(使用の本拠「東京都内」)

① CNGトラック(使用過程車の改造を含む)

② ハイブリッドトラック

③ 電気トラック

※補助対象車両は新車「新規登録車」であること。

4) 補助予定台数

55台(東ト協補助分)

※補助台数については、1社30台まで。

5) 補助金額

補助額は下表参照。補助額については購入(買取り)、リースいずれも同額。

※トラック協会の補助は、東京都トラック協会と全日本トラック協会が補助する制度。

◆ 車種別補助額一覧 ◆

車 種		関係機関別・補助額(上限額)			補助額計 (東京都 +トラック協会)
		環境省	東京都※※中小事業者 (1)は200台未満の保有の場合	トラック協会 (全ト協分含む)	
CNGトラック	積 載 2t	未定	100,000	213,000	313,000
	積 載 4t		100,000	802,000	902,000
	総重量25t		200,000	1,500,000	1,700,000
ハイブリッドトラック	積 載 2t		164,000 (417,000)	97,000	261,000 (514,000)
	積 載 4t		571,000 (1,452,000)	335,000	906,000 (1,787,000)
	総重量25t		571,000 (1,452,000)	300,000	871,000 (1,752,000)
電気トラック	総重量 2.5t超		未定	300,000	300,000

6) 申請(請求)受付期間

令和5年5月15日(月)から令和6年1月31日(水)まで

※ただし、上記期間内であっても、予算に達した場合はその時点までとする。

7) 申請手続き

①申請

車両を登録する前に必ず「環境対応車導入促進助成交付申請書」(5枚複写)に所定事項を記入し、下記添付書類を添えて、東京都トラック協会業務部交通・環境グループ(環境対策窓口)に提出する。

なお、本制度は原則登録前申請だが、4月～6月の登録車両に限り、事後の申請(7月31日まで)を認める。

②添付書類

申請時には、必ず添付書類として「見積書の写し」を添付すること。

なお、見積書には、通常車両価格との価格差がわかる書式で作成したものに限る。

③実績報告

実績報告は、令和6年3月8日までに登録し、支払いが完了して、令和6年3月15日までに実績報告書(購入分・リース分)と添付書類を提出すること。

・添付書類

1)購入の場合

「自動車検査証記録事項の写し」、「車両代金支払いに係わる領収証の写し」(金融機関の出納印のある銀行窓口での振込依頼書及び、ATMの利用明細書は可)、「請求明細書の写し」。

2)リースの場合

「自動車検査証記録事項の写し」、「リース契約書の写し」、契約書に車番等の記載がないものは「引渡書」、「借受書」などの車番等が記載されている書類。

8) その他

当協会の補助は、国及び地方公共団体等の補助があるときは、その補助額に応じて本補助金を減額することがある。

【 申請及び問合せ先 】

東京都環境局環境改善部自動車環境課 低公害化支援担当 ☎03-5388-3535

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ「環境対策窓口」 ☎03-3359-3617

(2)省エネ対策用機器等導入補助

1) 交付要綱

「省エネ対策用機器等導入に関する補助金交付要綱(令和3年4月8日付け東ト協業交発第26号)」

2) 補助対象者

東京都トラック協会会員事業者(会費未納がないこと)で、都内ナンバーの事業用貨物自動車に、本年度、新たに省エネ対策用機器を導入(装着・購入及び支払いが完了)し、指定期日までに申請(請求)ができること。

3) 補助対象機器

- ① エコドライブ管理システム(EMS)及びドライブレコーダー(DR)用機器
- ② アイドリングストップ支援機器(エンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器)
- ③ 環境タイヤ(リトレッドタイヤ)

4) 補助予定数

- ① EMS用機器 100台、及びDR用機器 450台。
※補助台数については、EMSとDR用車載器を合わせて1社15台まで(台数制限)。
- ② アイドリングストップ支援機器 25台。
※ただし、補助台数については1社合わせて5台まで(台数制限)。
- ③ 環境タイヤ(リトレッドタイヤ) 80社(1社1申請のみ)。

5) 補助金額及び導入方法

◆ 省エネ対策用機器等補助額及び導入方法一覧(対策機器1台の補助金額) ◆

※ただし、過去に同種の補助を受けた車両は対象外。また、国の補助を受けた場合は全ト協補助対象外。

導入機器の種類		東ト協	全ト協	導入方法	
①	EMS用機器	10,000円	—	買取り・リース	
	DR用機器	標準型	10,000円		
		運行管理連携型	10,000円		
②	アイドリング ストップ 支援機器	蓄熱マット等	10,000円(上限)※1	買取りのみ	
		エアヒータ	—	60,000円(上限)※1	買取り・リース
		車載バッテリー式冷房装置	—	60,000円(上限)※1	
②	環境タイヤ(リトレッドタイヤ)	50,000円(上限)※1	—	買取り・トータル パッケージプラン	

※1 購入価格の1/2額(千円未満切捨)または、上記の上限額のどちらか低い金額。

6) 申請受付期間

令和5年6月1日(木)から令和6年2月29日(木)まで。

※ ただし、上記期間内であっても、予算枠に達した場合はその時点までとする。

7) 申請手続き

①申請

各対象機器に対応する「補助金交付申請書(兼請求書)」及び「別紙 1 車両別請求内訳」を記入し、下記添付書類を添えて東京都トラック協会業務部交通環境グループ(環境対策窓口)に提出する。

・添付書類

1)購入の場合

「自動車検査証記録事項の写し」、「機器代金支払いに係わる領収証の写し」(金融機関の出納印のある銀行窓口での振込依頼書及び、ATMの利用明細書は可)、「請求明細書の写し」。

2)リースの場合

「自動車検査証記録事項の写し」、「リース契約書の写し」、契約書に機器型式等の記載がないものは「引渡書」、「借受書」などの機器型式等が記載されている書類。

【 申請及び問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ「環境対策窓口」 ☎03-3359-3617

(3) 「グリーン・エコプロジェクト」参加事業者への各種補助

1) 交付要綱

「グリーン・エコプロジェクトインセンティブ補助金交付要綱(令和3年6月22日付け東ト協業交発第102号)」

2) 補助対象者

東京都トラック協会会員事業者で、「グリーン・エコプロジェクト」へ参加・活動している事業者。

3) 補助内容・予定数

① グリーン・エコプロジェクト参加費用・補助金額

- ・ 新規・更新時の車両登録料 …… 2,000円/台
- ・ 月額利用料金 …… 400円/台
- ・ セミナー参加料金 …… 3,000円/1回(全額補助・回数、人数制限なし)

② グリーン経営認証取得促進補助

・ 補助対象

交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営認証制度(トラック運送事業)の認証を取得した東京都内のグリーン・エコプロジェクト参加事業所で、認証取得日(登録発行日)が令和5年3月から令和6年2月末日までのもの。

・ 補助金額

新規取得及び継続(更新) …… 3万円(1事業者につき、申請はいずれか片方のみ。)

・ 補助予定数 30社

③ ホームページ新規作成補助

・ 補助対象

令和5年3月以降にグリーン・エコプロジェクト参加事業者が一定の様式で新規作成したホームページ(リニューアルは除く)を令和6年2月末日までにアップロードし、支払が完了していること。

・ 補助金額

ホームページ新規作成 …… 6万円

・ 補助予定数 20社

④ 環境性能優良ディーゼルトラック補助

・ 補助対象

グリーン・エコプロジェクト参加事業者が、都内ナンバーの環境性能優良ディーゼルトラック(事業用貨物自動車「新規登録車」)を令和5年2月から令和6年1月末日までに導入し、支払等を完了していること。

・ 補助金額

小型…3万円、中型…6万円、大型…10万円(補助制限:1社5台もしくは30万円上限)

4) 申請受付期間

令和5年7月18日(火)から令和6年3月1日(金)まで。

※ ただし、上記期間内であっても、予算枠に達した場合はその時点までとする。

5) 申請手続き

各補助内容に対応する「補助金交付申請書(兼請求書)」を記入し、申請書記載の添付書類を添えて東京都トラック協会業務部交通・環境グループ「グリーン・エコプロジェクト事務局」に提出する。

【 申請及び問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ「グリーン・エコプロジェクト事務局」

☎03-3359-6670

5 交通安全対策に係る助成

(1) 安全装置等導入促進助成

1) 交付要領

「令和5年度 安全装置等導入促進助成事業取り次ぎ実施要領」(令和5年4月20日)

2) 助成額

(ア) 全ト協助成額

車両に取り付けた項目6) ①～④の装置は、1台につき2万円を上限として、装置取得価格(機器本体・部品・付属品等を含めた価格。なお、取付工賃及び消費税は取得価格に含まない。)の1/2までとする。

また、事業所に導入した項目6) ⑤の装置は、1台につき3万円を上限として、機器取得価格(機器本体・部品・付属品等を含めた価格。なお、送料および消費税は取得価格に含まない。)の1/2までとする。

なお、上述の取得価格の1/2に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てとする。

(イ) 東ト協助成額

車両に取り付けた項目6) ③の装置1台につき、4万円を助成する。

3) 実施期間

受付期間は、令和5年4月20日から令和6年3月26日(必着)

※受付期間内であっても、前項2)(ア)、又は同(イ)の助成申請がそれぞれの予算額に達した場合には、その時点で該当する装置の助成は受付終了とする。受付期間中に受付を終了する場合、または受付期間に変更が生じる場合は、東ト協ホームページ等で周知する。

4) 助成台数

(ア) 全ト協助成枠

1会員事業者につき、支部登録車両数分(上限30台)までとする。

(イ) 東ト協助成枠

1会員事業者につき支部登録車両数分(上限5台)までとする。

5) 助成要件

(ア) 助成対象車両および事業所

① 全ト協助成対象

車両においては、東ト協会員事業者が使用している事業用トラックで、装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都内にあること。

事業所においては、東ト協会員事業者で、東京都内に所在する事業所であること。

ただし、東ト協定款に定める普通会员及び副会員にあっては、上述の要件を満たさない装置装着対象車および事業所についても、使用の本拠および事業所が位置する道府県トラック協会に加入していないことを条件として助成の対象とする。

② 東ト協助成対象

東ト協会員事業者が使用している事業用トラックで、装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都内にあること。

(イ) 助成対象期間

5 交通安全対策に係る助成

- ①全ト協助成、及び東ト協助成共通で、令和5年4月1日から令和6年3月26日までに対象装置の導入（装着）、及び支払い関係が終了し、当該装置に係る助成金交付申請を行っていること。
- ②全ト協助成、及び東ト協助成共通で、令和6年3月27日から令和6年3月31日の間に導入（装着）する場合には、助成金交付請求の対象外とする。

6) 助成対象装置

助成対象の装置は、次に掲げる通りとし、全ト協が認めた装置とする。

なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- ①「後方視野確認支援装置」(バックアイカメラ)
- ②「側方視野確認支援装置」(サイドビューカメラ)
- ③「呼気吹込み式アルコールインターロック装置」
- ④「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」
- ⑤『「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む)』

※助成対象機器の内、①・②・④・⑤の装置は全ト協単体で助成。

※助成対象装置の内、③の装置は全ト協・東ト協の両方で助成。なお、装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都内にあることを条件として、全ト協と東ト協の助成を併用できる。

※各装置の助成額、及び申請台数に係る取扱いの詳細は東ト協ホームページ、及び実施要領(東ト協ホームページ掲載)を参照。

7) 申請方法・申請書類等

次の(ア)申請様式①から⑤に、(イ)添付書類⑥から⑩を添えて、東ト協会長宛に提出すること。

(ア)申請様式

- ①「安全装置等導入促進助成金 交付請求書」(様式1)
- ②「安全装置等導入内訳書」(様式2)
- ③「安全装置等装着証明書」(様式3)

※「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」の場合は、様式3に代えて納品書の写しを提出すること。

※『「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む)』の場合は、様式3に代えて領収書、または請求書の写しを提出すること。

- ④「誓約書」(様式4)

本助成事業の申請をする場合は、国の安全装置の補助事業を受けていないことが条件となるため、国の補助事業を受けていない(受けない)ことを確認するため、提出が必要となる。

- ⑤「確認書」(様式7)

前項 5) (ア) ①に定める、装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都以外の場合や、装置導入事業所が東京都以外に所在している場合、当該車両の使用の本拠または事業所が位置する道府県トラック協会に加入していないことを確認するため必要となる。(※東京都を使用の本拠としない車両、および東京都以外に所在する事業所の申請分。)

(イ)添付書類

- ⑥対象装置を装着した車両の「自動車検査証の写し」

5 交通安全対策に係る助成

※対象装置を装着した車両が電子車検証の交付を受けている場合は、「車検証の写し」に代えて同車両の「自動車検査証記録事項の写し」を提出する。

※「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」は車両に設置する機器ではないが、助成上限、使用場所等の確認のため、主に装置を使用する車両の自動車検査証の写しを提出する。

※『「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む)』の場合は、車両に取り付ける装置ではないが、車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する事業所かどうかの挙証のため、装置を導入した事業所で管理する車両総重量8t以上の事業用トラックの「自動車検査の写し」または「自動車検査証記録事項の写し」を、1事業所につき1台分提出する。

⑦購入の場合には、対象装置購入の「領収書の写し」または「割賦販売契約書の写し」

(車両代金を分割払いにする場合、装置代金部分の支払いが終了していることが必要であるため、「装置のみの領収書の写し」、または「装置取得価格分の支払いが終了している事が分かる書類の写し」を別途添付すること)。

リースの場合には、「リース契約書の写し」

(自動車登録番号または車台番号が記載されたもの)。

⑧取付工賃及び消費税並びに送料を除いた対象装置の実費価格がわかる「見積書の写し」、または「請求内訳書の写し」など。

⑨Gマーク認定事業所認定書の写し

※「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」を申請する場合のみに添付すること。

⑩トルク・レンチの性能が分かるカタログ等の資料

『「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む)』を申請する場合のみ、「600N・m」以上の締め付け能力を有することを証明できるカタログ等の資料を添付すること。

※「600N・m」以上の締め付け能力を有することを証明できるカタログ等の資料が提出できない場合は、当該トルク・レンチ販売会社に「導入装置が 600N・m 以上の締め付け能力を有する」旨を付記させた当該装置購入に係る領収書の写しを代替として提出すること。

※上述の「(ア)申請様式」、及び「(イ)添付資料」を作成・提出する際の注意点等の詳細は、東ト協ホームページ、及び実施要領(東ト協ホームページ掲載)をご確認ください。

8) 助成の実施機関

(公社)全日本トラック協会・(一社)東京都トラック協会

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎ 03-3359-3618

(2) 自動点呼機器導入促進助成

1) 実施要領

「令和5年度点自動呼機器導入促進助成事業取り次ぎ実施要領」(令和5年4月11日)

2) 助成申込み受付期間

令和5年4月11日～令和6年2月29日(必着)

※受付期間内であっても東ト協の交付限度総数に達した場合には、その時点で受付終了とする。なお、受付期間中に受付を終了する場合や、受付期間が変更になる場合は、東ト協ホームページ等で周知する。

3) 助成額、及び助成台数

対象となる自動点呼機器の導入に要する費用のうち、上限10万円とし、年度内の申請台数は1事業者あたり1台まで。

ただし、東京都内に安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する会員事業者については、年度内の申請上限を2台(1台あたり上限10万円)とする。

4) 助成対象者

① 東ト協の会員事業者で中小企業者を対象とする。

※中小企業者とは、中小企業基本法により定められた中小事業者であり、「資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社」または「常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人」のいずれかに当てはまる事業者を指します。

② 認可された営業所の位置が東京都内にあること。

※ただし、東ト協定款に定める普通会员及び副会員にあつては、上述の②を満たさない営業所が位置する道府県トラック協会に加入していないことを条件として助成の対象とする。

5) 助成対象機器

助成対象機器は、国土交通省が認定する「自動点呼機器」とする。

令和4年4月1日から令和6年2月29日の間に契約、もしくは利用開始したもので、前項「2) 助成申込み受付期間」に記載された期間中に助成金申請が行われたものを対象とする。

助成対象には、上述の機器及びシステムの導入費の他、部品や付属品、セットアップ等の費用を含むものとする。なお、消費税は導入費用に含まない。

また、以下に該当する申請、及び装置は助成対象外とする。

- ・助成受付期間外に助成申請の申込みが行われたシステム機器。
- ・過去に同助成事業または「点呼支援機器等導入助成事業」で既に助成を受けたシステム機器。
- ・令和6年3月1日から令和6年3月31日の間に導入(装着)するシステム機器。

6) 申請方法

以下の申請様式に、添付書類を添えて、東ト協会長宛に提出すること。なお、申請様式は作成原本、添付資料は写しを提出すること。

①申請様式

- ・「自動点呼機器導入促進助成 申請書」(様式1)
- ・「確認書」(様式2)

機器導入営業所の位置が東京都以外の場合、当該営業所が位置する道府県トラック協会に加入していないことを確認するため必要となる。

②添付書類

- ・「領収書」の写し
 - ・契約書もしくはサービス利用申込書(契約書)の写し
(表紙のみ、利用規約以降は省略可)
 - ・管理No(シリアルナンバー)が記載された書類の写し
(「サービス利用申込書(契約書)」に記載されている場合は不要)
 - ・国土交通省に届出をして受理された「乗務後自動点呼の実施にかかる届出書」の写し
(助成申請を行う機器を導入した事業所が含まれるもの)
 - ・「事業概況報告書」の写し
(「事業報告書」内の1号様式のみ)
申請事業者が中小企業者であるかの確認をするため必要となる。
 - ・東京都内に所在する事業所が保持する「Gマーク認定証の写し」
東京都内に安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する会員事業者で、2台目の申請を行う場合は添付が必要。なお、当該添付資料は、助成申請を行う機器を導入する事業所以外のものでも可とする。
- ※「①申請様式」に記載の各種申請書様式は、東ト協ホームページよりダウンロード・印刷が行えます。
※その他、本助成事業に係る注意点等の詳細は、東ト協ホームページ、及び実施要領(東ト協ホームページ掲載)をご確認ください。

7) 助成の実施機関

(公社)全日本トラック協会

【問合せ先】

(一社)東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ

☎03-3359-3618

(3) ドライバー等安全教育促進助成

1) 実施要領

令和5年度ドライバー等安全教育促進助成事業取り次ぎ実施要領(令和5年4月11日)

2) 申込み受付期間

令和5年4月11日(火)～令和6年3月29日(金)

※受付期間内であっても、東ト協分の予算額に達した場合には、その時点で受付終了とする。

3) 助成対象者

東ト協会員事業者の都内事業所に勤務しているドライバー等

4) 助成対象研修施設・研修内容

(ア) 特定研修施設

- ① 一般社団法人愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター
- ② 一般社団法人埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター

※各研修施設の所在地、及び連絡先等は東ト協ホームページを参照。

(イ) 指定研修施設

- ① 総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道
※本施設は「東地区会場」と「西地区会場」に分かれている。
- ② 総合交通教育センター ドライビングアカデミー 弘前
- ③ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー宮城
※本施設は「東地区会場」と「西地区会場」に分かれている。
- ④ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー 南湖
- ⑤ 自動車安全運転センター 安全運転中央研修所
- ⑥ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー 茨城
- ⑦ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー 栃木
- ⑧ 総合交通教育センター ドライビングアカデミーぐんま
※本施設は「前橋自動車教習所」と「かぶら自動車教習所」に分かれている。
- ⑨ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー千葉
- ⑩ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー小田原
- ⑪ 新潟自動車学校
- ⑫ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー大原
- ⑬ クレフィール湖東 交通安全研修所
- ⑭ 総合交通教育センター ドライビングアカデミーABOSHI
- ⑮ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー テクノ
- ⑯ 総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA
- ⑰ 総合交通教育センター ドライビングアカデミーMIYUKI

※各研修施設の所在地、及び連絡先等は東ト協ホームページを参照

(ウ) 研修内容

各研修施設での助成対象講習については、東ト協ホームページに一覧を掲載しておりますので、そちらをご参照ください。なお、各研修施設で取り扱う講習内容の詳細につきましては、各研修施設のホームページ等にてご確認ください。

5) 助成対象人数・助成額

1社10名まで

(ア) 特別研修: 令和5年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修一覧に定める額(2泊3日/4泊5日)

Gマーク認定事業所の場合は原則受講料全額助成(ただし一部例外有り)

(イ) 一般研修: 令和5年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度一般研修一覧のとおり(1泊2日) 受講料の一部 定額 10,000 円

※各講習の受講料、及び助成額一覧は東ト協ホームページを参照

6) 事業者が助成申込みから助成金を受け取るまでの流れ

(ア) 助成枠の事前確認

事業者が、東ト協へ連絡し、助成枠に空きがあるかを確認する。

(イ) 施設予約

助成枠の空きを確認後、事業者が安全教育訓練施設に予約する。

(ウ) 助成枠申し込み

東ト協に助成枠の申込書を提出する。〔令和5年度ドライバー等安全教育訓練助成申込書〕(様式1))

(エ) 受講料納入

安全教育訓練施設に受講料を納入する。

※各教育訓練施設が定める期限までに受講料を納入すること。

(オ) 訓練実施

訓練終了後に安全教育訓練施設より修了証が交付される。

(カ) 実施報告

訓練終了後、前項「2) 申込み受付期間」に記載の期間内に東ト協へ以下の書類により実施報告を行う。

①「令和5年度ドライバー等安全教育訓練実施報告書」(様式2)

②研修参加報告書(様式3)

③添付書類

・研修修了証の写し

・受講料に係る領収証(銀行振込金受取証等でも可)の写し

・Gマーク認定証の写し(Gマーク所有の事業者で特別研修を受講する場合)

(キ) 助成金の交付

東ト協より助成金交付

※申込書、実施報告書等の各様式は東ト協ホームページよりダウンロード・印刷が可能です。

※その他、本助成事業に係る注意点等の詳細は、東ト協ホームページ、及び実施要領(東ト協ホームページ掲載)をご確認ください。

7) 助成の実施機関

(公社)全日本トラック協会

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ ☎ 03-3359-3618

(4) 運転者適性診断（初任診断・適齢診断）受診助成

1) 交付要領

運転者適性診断(初任診断・適齢診断)受診補助要領(令和5年4月1日)

2) 適性診断補助 協定先適性診断認定機関

適性診断補助の対象は、次の認定機関において実施する初任診断及び適齢診断とする。

①独立行政法人 自動車事故対策機構 東京主管支所

〒 130-0013 東京都墨田区錦糸 1-2-1 アルカセントラルビル8階

②ヤマト・スタッフ・サプライ 株式会社 東京研修センター

〒 134-0084 東京都江戸川区東葛西 6-2-3 第三須三ビル2階

③一般社団法人 こころード

〒 144-0052 東京都大田区蒲田 5-15-8 蒲田月村ビル6階

④杉並交通第二 株式会社

〒 168-0072 東京都杉並区高井戸東 3-36-15

⑤株式会社 京成ドライビングスクール

〒 125-0054 東京都葛飾区高砂 5-54-10

⑥青伸産業運輸 株式会社

〒 198-0023 東京都青梅市今井 3-10-1

⑦飛鳥ドライビングカレッジ日野

〒 191-0065 東京都日野市旭が丘 1-1-2

3) 運転者適性診断補助の対象

①補助対象者 東ト協の会員事業所に所属する運転者等

②補助対象とする診断 初任診断及び適齢診断（上記2）の協定先認定機関での受診に限る）

③補助金額 受診1名あたり 2,000円

④年間対象人数 2,600名

⑤年間補助額 5,200,000円

4) 運転者適性診断(初任診断又は適齢診断)受診の取扱い

協定先認定機関が実施する運転者適性診断（初任診断又は適齢診断）の受診料の一部補助の手続きは以下による。

(ア) 受診を希望する会員事業所は、所属する支部において、事前に「令和5年度適性診断受診依頼書」(第1号様式)の交付を受け、希望する協定先認定機関へ予約を入れ受診する。

(イ) 所属支部は、「令和5年度適性診断受診依頼書」(補助申請書を兼ねる)の所定の欄に支部名を記入し、支部印を押印したうえで、受診を希望する会員事業所に交付する。

(ウ) 支部は次の事項について、受診を希望する会員事業所に指導する。

①「適性診断受診料一部補助申請書」の枠内に必要事項を必ず記入する。

②代表者印は社長、支店長、担当部長等を含む社内で権限委任を受けている職名印を押印する。

5) 受診当日の取扱い(受診者)

受診者は、必要事項を記入した「令和5年度適性診断受診依頼書」を受診窓口へ提出し、正規の受診手数料から2,000円を差し引いた金額を協定先認定機関に支払い、適性診断を受診する。

5 交通安全対策に係る助成

ただし、下記に該当する場合は受診料の補助を受けられない。

- ・受診当日、認定機関の窓口にて「令和5年度適性診断受診依頼書」の提出がない場合
- ・「令和5年度適性診断受診依頼書」の複写(コピー)を使用した場合
- ・「令和5年度適性診断受診依頼書」記載欄の未記入や支部印・事業者代表者の捺印がない等の不備があった場合

6) 助成の実施機関

(一社)東京都トラック協会

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎ 03-3359-3618

(5) 運転記録証明書交付料助成

1) 交付要領

「運転記録証明書交付料助成取扱要領」

(令和5年4月1日)

2) 実施期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

3) 助成総額 8,040,000円(補助対象12,000名)

4) 会員事業者における交付申請料助成額

申請者1名につき670円とし、東ト協本部より自動車安全運転センター東京都事務所へ支払う。

①一般(個人)助成

ドライバーの雇入れ時や社内の安全管理における個人証明の取得に対して支援する。

②セーフティドライブ・コンテスト(団体)助成

警視庁が主催するセーフティドライブ・コンテスト(1チーム5名)の参加を支援する。

申込件数は交付料助成上限までとする。

5) 会員事業者における交付料助成(上限)

所属支部登録台数が30台未満の場合は、運転者の人員に関係なく、年度を通じ、1社支部登録台数(名)を上限として助成する。ただし、所属支部登録台数が30台以上の場合は、運転者の人員に関係なく、年度を通じ、1社30台(名)までを上限として助成する。

上限を超えた場合は、事業者には協会から請求する。

セーフティドライブ・コンテストを申し込む際は交付料助成上限を超えないよう徹底願います。

所属支部登録台数が不明な場合は、所属支部にお問い合わせ願います。

6) 交付手順

(ア)一般(個人)

① 東ト協指定の運転記録証明書交付申請書・委任状(申請者一覧)を所属支部から取得し、必要事項をすべて記入し、代理人及び申請者に押印。

※東ト協指定の様式以外やコピー、また記入・押印漏れで申請された場合は、助成されない場合がありますのでご注意願います。

② 作成した申請様式等を、自動車安全運転センター東京都事務所へ直接提出(郵送可)

※交付申請書1枚に委任状を複数枚添付して申請することもできます。

③ 出来上がった証明書は、委任状記載の事業者(代理人)宛に自動車安全運転センター東京都事務所から送付される。

(イ)セーフティドライブ・コンテスト(団体)

① 協会ホームページにて募集し、事業者は協会ホームページからコンテスト参加専用の運転記録証明書交付申請書・委任状をダウンロードする。

※セーフティドライブ・コンテスト専用様式以外、また記入・押印漏れで申請された場合は、助成されない場合がありますのでご注意願います。

② 事業者は、1チーム5名を編成して必要事項をすべて記入、代理人及び申請者に押印し、自動車安全運転センター東京都事務所へ6月30日までに直接送付する(郵送可)。

③ セーフティドライブ・コンテスト終了後(12月末)、結果及び証明書は委任状記載の事業者(代理人)宛に自動車安全運転センター東京都事務所から送付される。

5 交通安全対策に係る助成

- ④ 無事故・無違反を達成したチーム(事業者)を対象に警視庁から達成記念品が送付される。

※運転記録証明書交付申請書・委任状の送付先

(当該交付申請書助成の取扱先は、自動車安全運転センター東京都事務所のみ)

〒140-8682 東京都品川区東大井1-12-5警視庁鮫洲運転免許試験場内

自動車安全運転センター東京都事務所 Tel.03-5781-3660

7) 本年度分の申請期限

下記期限内に自動車安全運転センター東京都事務所宛てに郵送での到着、もしくは直接窓口に申請されたものに限り助成対象とする。

①一般(個人)

令和5年4月1日～令和6年3月31日

ただし、予算が上限に達成次第終了とする。(安全運転センター受理先着順)

②セーフティドライブ・コンテスト(団体)

令和5年5月 協会ホームページ掲載以降～令和5年6月30日

8) 助成の実施機関

(一社)東京都トラック協会

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎ 03-3359-3618

6 人材確保促進・育成

(1) 女性ドライバー免許取得助成

1) 交付要綱

「令和5年度 女性ドライバー免許取得助成実施要綱」(令和5年4月24日)

2) 実施期間

令和5年4月24日から令和6年2月29日

※上記期間中に助成金申請書を提出したもの。

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

3) 助成対象事業者

東ト協会の中小企業者(下記のいずれかに該当すること)

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4) 助成対象者

以下のすべてに該当する者

- ①東京都内の会員事業所に在籍し、助成金申請時に、営業用貨物自動車の運転に従事する女性であること
- ②令和4年4月1日～令和6年2月末日に免許を取得していること
- ③免許の取得費用を会員事業者が負担していること(運転者個人が免許取得費用を支払った場合には助成金を交付しない)
- ④取得した免許について国及び関係団体等から助成金が交付されていないこと(ただし、東京しごと財団から助成を受けて実施している「業界別人材確保支援事業」または全ト協の取次事業として実施している「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業」との併用可能とする)
- ⑤1会員事業者2名を助成上限とし、それを超えないこと
- ⑥助成金交付日を起算として5年以上自社のドライバーとして継続勤務すること

5) 助成額

取得免許に応じて、下記の金額を上限として、取得価格の3分の2を助成

- ①大型免許 267,000円
- ②中型免許(限定解除を含む) 180,000円
- ③準中型免許(限定解除を含む) 267,000円

6) 助成の実施機関

(一社)東京都トラック協会

【問合せ先】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎03-3359-6257

(2) 男性ドライバー免許取得助成

1) 交付要綱

「令和5年度 男性ドライバー免許取得助成実施要綱」(令和5年4月24日)

2) 実施期間

令和5年4月24日から令和6年2月29日

※上記期間中に助成金申請書を提出したもの

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

3) 助成対象事業者

東ト協会員の中小企業者(下記のいずれかに該当すること)

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4) 助成対象者

以下のすべてに該当する者

- ①東京都内の会員事業所に在籍し、助成金申請時に、営業用貨物自動車の運転に従事する男性であること
- ②令和4年4月1日～令和6年2月末日に免許を取得していること
- ③免許の取得費用を会員事業者が負担していること(運転者個人が免許取得費用を支払った場合には助成金を交付しない)
- ④取得した免許について国及び関係団体等から助成金が交付されていないこと(ただし、東京しごと財団から助成を受けて実施している「業界別人材確保支援事業」または全ト協の取次事業として実施している「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業」との併用可能とする)
- ⑤1会員事業者2名を助成上限とし、それを超えないこと
- ⑥助成金交付日を起算として5年以上自社のドライバーとして継続勤務すること

5) 助成額

取得免許に応じて、下記の金額を上限として助成する

- ①大型免許・中型免許・準中型免許の新規取得・・・ 50,000円
- ②中型免許・準中型免許の限定解除審査・・・・・・・・・・30,000円

6) 助成の実施機関

(一社)東京都トラック協会

【問合せ先】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎03-3359-6257

(3) 若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業

1) 交付要綱

「令和5年度若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業交付要綱」(令和5年4月24日)

2) 実施期間

令和5年4月24日から令和6年2月29日

※上記期間中に助成金申請書を提出したもの。

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

3) 助成対象者

東ト協会員事業所に在籍するトラック運転者であり、

①会員事業者が、令和4年4月1日以降に、当該運転者を採用していること

②当該運転者が、平成元年6月2日以降の生まれであること

③当該運転者が、令和4年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して特例講習を受講修了または準中型免許を取得し、その費用の全額を当該会員事業者が負担していること

④当該運転者が、助成金申請時に当該会員事業者に在籍し、運転者として従事していること

4) 助成額

①特例教習受講費用の1/3(上限100,000円)

※国やその他団体が実施する助成制度により助成されている場合、本事業には助成金を交付しない。

②(1)準中型免許の取得(新規に準中型免許を取得した者及び普通免許取得後に取得した者) 40,000円を上限

(2)5トン限定準中型免許の限定解除 25,000円を上限

※国やその他団体が実施する助成制度により助成されている場合、本事業には助成金を交付しない。東京しごと財団から助成を受けて実施している「業界別人材確保支援事業」との併用不可。

※東ト協で実施している「女性ドライバー免許取得助成」「男性ドライバー免許取得助成」との併用を可能とするが、本助成金との合計額が指定自動車教習所等でかかった費用を上回る場合には、助成額を減額する。

①②併せて1事業者あたり合計で300,000円を上限とする。

5) 助成の実施機関

(公社)全日本トラック協会

【問合せ先】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎03-3359-6257

(4) 業界別人材確保支援事業(運転免許取得支援)

1) 交付要綱

「令和4・5年度業界別人材確保支援事業(運転免許取得支援)実施要綱」(令和4年11月1日)

2) 実施期間

令和4年11月1日から令和6年3月15日

※上記期間中に助成金申請書を提出したもの。

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

3) 助成対象者

①令和4年11月1日以降に自動車教習所へ入校申込みを行っている

②令和6年3月10日までに卒業証明書または技能審査合格証明書の発行を受け、免許を取得している

③免許の取得費用を会員事業者が負担している

④当該運転者が、助成金申請時に東京都内の会員事業所に所属し、営業用貨物自動車の運転者として従事している

4) 助成額

税抜き費用の1/2

ただし、仮免許申請料・交付料、合宿教習に伴う食事代、延長料金は除く。

東ト協で実施している「女性ドライバー免許取得助成」「男性ドライバー免許取得助成」との併用を可能とするが、本助成金との合計額が指定自動車教習所等がかかった費用を上回る場合には、助成額を減額する。

5) 助成の実施機関

(公財)東京しごと財団

【問合せ先】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎03-3359-6257

(5) 「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成((公社)全日本トラック協会)

1) 交付要綱

『働きやすい職場認証制度』認証取得費助成金交付取次要綱(令和5年5月15日)

2) 実施期間

令和5年5月15日から令和6年2月29日

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

3) 助成対象者

上記期間中に「働きやすい職場認証制度」(正式名称:「運転者職場環境良好度認証制度」)の認証取得をし、助成金申請書を提出した会員事業者。経過措置として、令和4年度中に認証取得の申込みを行い、認証取得した分についても対象。

※認証単位が事業者単位の事業者については、本社が東京都トラック協会に所属している場合が対象。

※認証単位が都道府県単位の事業者については、東京都単位で認証取得した場合が対象。

4) 助成額

新規認証取得(一つ星新規・二つ星新規・三つ星新規) 上限 30,000 円

同位認証継続(一つ星継続・二つ星継続・三つ星継続) 上限 20,000 円

『働きやすい職場認証制度』取得費用助成」との併用を可能とするが、全ト協と東ト協の助成額の合計が会員事業者の負担額(税抜き)を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。

5) 助成の実施機関

(公社)全日本トラック協会

【問合せ先】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎03-3359-6257

(6) 「働きやすい職場認証制度」取得費用助成((一社)東京都トラック協会)

1) 交付要綱

「令和5年度『働きやすい職場認証制度』(運転者職場環境良好度認証制度)取得費用助成実施要綱」(令和5年6月1日)

2) 実施期間

令和5年6月1日から令和6年2月29日

※上記期間中に助成金申請書を提出したもの。

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

3) 助成対象者

以下のすべてに該当する会員事業者

①東京都内に本社を有している

②東京都内に事業用貨物自動車を有する本社または東京都内に事業用貨物自動車を有する営業所がある

③令和5年4月1日～令和6年2月29日に「働きやすい職場認証制度」の一つ星新規または一つ星継続を取得している

④当該(今回申請するもの)申請にかかわる助成を受けていない

4) 助成額

①一つ星新規

東京都内の、事業用貨物自動車を有する本社または1事業所・・・50,000円

東京都内の、上記以外の事業用貨物自動車を有する事業所(上限10箇所)・・・1箇所につき5,000円

②一つ星継続

東京都内の、事業用貨物自動車を有する本社または1事業所・・・40,000円

東京都内の、上記以外の事業用貨物自動車を有する事業所(上限10箇所)・・・1箇所につき5,000円

全ト協の取次事業として実施している「働きやすい職場認証制度認証取得費助成事業」との併用を可能とするが、全ト協と東ト協の助成額の合計が会員事業者の負担額(税抜き)を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。

5) 助成の実施機関

(一社)東京都トラック協会

【問合せ先】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎03-3359-6257

(7) 中小企業大学校講座受講促進助成

1) 目的

トラック運送事業の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的に、令和5年度中小企業大学校講座受講促進制度を実施する

2) 対象者

東ト協会員である法定中小企業者(資本金3億円以下または従業員300人以下)の経営者、後継者および管理者の方

※ただし、1事業者当該年度中 10 件まで

3) 対象校

原則として中小企業大学校 東京校または WEB 校 (WEBee Campus)

〒207-8515 東京都東大和市桜が丘 2-137-5 ☎ 042-565-1207

4) 対象講座

中小企業大学校・東京校または WEBee Campus (Web 講座) が開設する講座の中で、下記に該当する、全日本トラック協会が助成対象として定めた講座

※助成対象講座は、全日本トラック協会ホームページで確認することも可能です。

- ① トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- ② 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- ③ 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- ④ 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- ⑤ 情報化、システム構築に関する講座
- ⑥ その他物流事業に関する講座

5) 補助額

受講料の2/3(全日本トラック協会1/3+東京都トラック協会1/3)

※国、自治体、他団体(トラック協会含む)等からの助成金の合計が受講料の2/3を超える場合、助成金を交付しません。

※予算額に達した場合は、その時点で締切り

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部教育研修・輸送グループ

☎03-3359-4137

7 健康労働促進

(1) 健康診断受診助成

1) 交付要綱

「令和5年度健康診断受診に係る助成要綱」(令和5年4月1日)

2) 助成対象者

東京都トラック協会会員の事業所に在籍するドライバー

3) 助成額

助成額は、1名につき1,000円とし、1社30名を上限とする。

(ただし、会費納入車両数まで。)

4) 助成対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月8日までに受診及び助成金申請書を提出したもの。

ただし、支部主催の健康診断については、年度内に助成金支払い処理が完了するものについては、上記期間以降についても対象。

また、支部及び本部主催以外の健康診断で、令和6年3月9日以降に受診するものについては、令和6年3月8日までに申請書様式1を提出し、令和6年3月19日までに支払い完了の書類が提出できる場合に限り対象。

5) 助成の実施機関

(一社)東京都トラック協会

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎ 03-3359-6257

(2)睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成

1) 実施要綱

「令和5年度 睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成制度実施要綱」

(令和5年4月14日)

2) 助成対象者

- ① (一社)東京都トラック協会会員(会費未納がないこと。)
- ② 令和5年12月22日までに助成金の申込みをし、都内の営業所に勤務している運転者が検査を受け、令和6年2月5日までに助成金の請求が完了するもの。

3) 申込受付期間

令和5年4月14日から令和5年12月22日まで(FAX・郵送可)。

4) 指定検査機関(令和5年4月現在)

- ① NPO法人 睡眠健康研究所
東京都世田谷区大原2-15-15 ☎ 03-5355-9941
- ② NPO法人 ヘルスケアネットワーク(OCHIS)
東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF 小川町ビルディング4階 ☎ 03-3295-1271
- ③ (一財)運輸・交通SAS対策支援センター
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館2階 ☎ 03-3359-9010

5) 助成対象検査

睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査のうち健康保険適用外である下記の検査

- ・第1次検査(簡易アンケートによるチェック、解析・判定)
- ・第2次検査(パルスオキシメーター等による簡易スクリーニング検査)

6) 助成人数

- ① 東ト協2,500名
 - ② 全ト協2,360名
- (いずれも定員になり次第締め切り)

7) 助成金額

1事業者あたり30名まで、1人4,000円を助成(全ト協2,500円、東ト協1,500円)。
再検査費用は、1人500円を助成(東ト協500円)。

8) 助成の実施機関

(公社)全日本トラック協会 ・ (一社)東京都トラック協会

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ
☎ 03-3359-6257

(3) 脳MRI健診助成

1) 実施要綱

「令和5年度脳MRI健診助成実施要綱」(令和5年4月7日)

2) 助成対象者

下記のすべてに該当するドライバー

- ①令和5年4月1日現在の年齢が45歳以上である
- ②都内の会員事業所において営業用貨物自動車の運転に従事している
- ③一般社団法人運転従事者脳MRI健診支援機構に受診申込みをし、機構と提携している医療機関において受診している
- ④令和5年2月1日～令和6年1月末の間に受診し、支払いが完了している
- ⑤助成対象事業者が受診費用を負担している
- ⑥令和3年4月～令和5年3月末の間に東ト協脳MRI健診助成事業助成金の交付申請をしていない

※中小企業者に限定(下記のいずれかに該当すること)

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること
- ・常時使用する従業員の数300人以下の会社及び個人

3) 申請受付期間

令和5年4月7日から令和6年2月29日

※上記期間中に助成金交付申請書を提出したものが対象

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

4) 助成額

助成額は、1名につき10,000円とし、1会員事業者につき支部登録車両台数まで(上限5名)

5) 助成の実施機関

(一社)東京都トラック協会

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎ 03-3359-6257

(4) 血圧計導入促進助成事業

- 1) 交付要綱
「令和5年度血圧計導入促進助成金 交付要綱」(令和5年4月7日)
- 2) 助成対象機器
全ト協指定の全自動血圧計(業務用)
※買取り(一括・割賦)にて新たに新品の機器を導入した場合とする。(中古品・リース導入は不可)
- 3) 助成対象事業者
東ト協会員の中小企業者(下記のいずれかに該当すること)
 - ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること
 - ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- 4) 申請受付期間
令和5年4月7日から令和6年2月29日
※令和5年4月1日以降に購入した機器については、遡って助成の対象とする。
- 5) 助成額
1台につき取得価格の2分の1(上限50,000円)
- 6) 助成の実施機関
(公社)全日本トラック協会

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎ 03-3359-6257

発行日 令和5年7月

発行者 東京都新宿区四谷三丁目1番8号

一般社団法人東京都トラック協会

(財務部交付金会計グループ)